

令和 5 年 7 月 31 日

国立大学法人茨城大学

茨城大学教育学部附属小学校におけるいじめ重大事態等に対する第三者調査委員会の設置について

国立大学茨城大学は、本学教育学部附属小学校において令和 3 年度に発生したいじめ重大事態等に対する第三者調査委員会を設置します。

本事案をめぐっては、附属小及び教育学部におけるいじめ防止対策推進法等の諸制度への認識の不足、文部科学省への重大事態の個別報告の遅延、並びに関係する児童保護者に対する報告状況についての説明の誤りがありました。附属小の設置者である本法人としては、これらの事態の背景にはガバナンスに関する深刻な問題があると考え、第三者調査委員会を設置して事態の客観的な把握と再発防止に向けた取り組みを進めることを決定し、本年 4 月より、いじめの重大事態の調査に関するガイドラインに基づき、設置に向けた準備を進めていました。

このたび、7 月 31 日に第 1 回委員会を開催することとなりました。本法人としては、委員会による調査に真摯に対応してまいります。

1. 第三者調査委員会の概要

令和 3 年度に茨城大学教育学部附属小学校において発生したいじめ重大事態の事実関係を明確にし、本件いじめ重大事態への附属小学校、教育学部及び国立大学法人茨城大学の対応に関する検証、課題整理及び今後の再発防止策等を検討するため、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）第 28 条第 1 項の規定に基づき、同法人に第三者調査委員会を設置します。

同委員会では、

- ① 本件いじめ重大事態に関する事実関係
- ② 本件いじめ重大事態への附属小学校の対応
- ③ 本件いじめ重大事態に関する附属小学校、教育学部及び法人におけるいじめ防止対策推進法等の法令に基づく対応状況
- ④ 今後の再発防止策
- ⑤ その他本件いじめ重大事態の調査に関する事項

について調査及び審議を行います。

調査結果については、委員会の報告に基づき、個人情報に配慮をした上で、法人としての公表を予定しています。

2. 第三者調査委員会の委員等

| | 氏名 | 専門分野 | 勤務先 |
|-----|------------------------|-------------|--|
| 委員 | 有馬 慧 ありま けい | 弁護士 | 有馬総合法律事務所弁護士 |
| 委員 | 奥井 智一 朗 おくい ともいち | 公認心理師 | 帝京平成大学 人文社会科学部 児童学科 小学校・特別支援コース教授 |
| 委員 | 坂田 仰 さかた たかし | 教育に関する学識経験者 | 日本女子大学 教職教育開発センター教授 日本スクール・コンプライアンス学会会長 日本生徒指導学会理事 |
| 委員 | 藤川 大祐 ふじかわ だいすけ | 教育に関する学識経験者 | 千葉大学 教育学部長（教育方法学） |
| 委員 | 堀 孝文 ほり たかふみ | 精神科医 | 茨城県立こころの医療センター病院長 |
| 調査員 | 大西 敦 おおにし あつし | 弁護士 | 弁護士法人ひたちのフロンティア法律事務所 牛久事務所 弁護士 |